

## 2. 環境施策の主体としての総合的な取組

### 2.1 条例制定、計画策定数値目標設定

#### (1) 地域における条例制定、計画策定、数値目標設定状況(問1)

##### 【全体的な傾向】

地域の環境政策に関する条例の制定

- 地方公共団体の全体における『環境政策の基本を定める条例』の制定状況は、「既に実施中」の45.6%、「現在検討中」の9.9%を合わせて5割を超す(55.5%)(図表 III-3)。
- 『環境影響評価に関する条例』の制定については、全体的に少なく「既に実施中」5.8%、「現在検討中」4.5%であり合計10.3%と約1割に過ぎない。

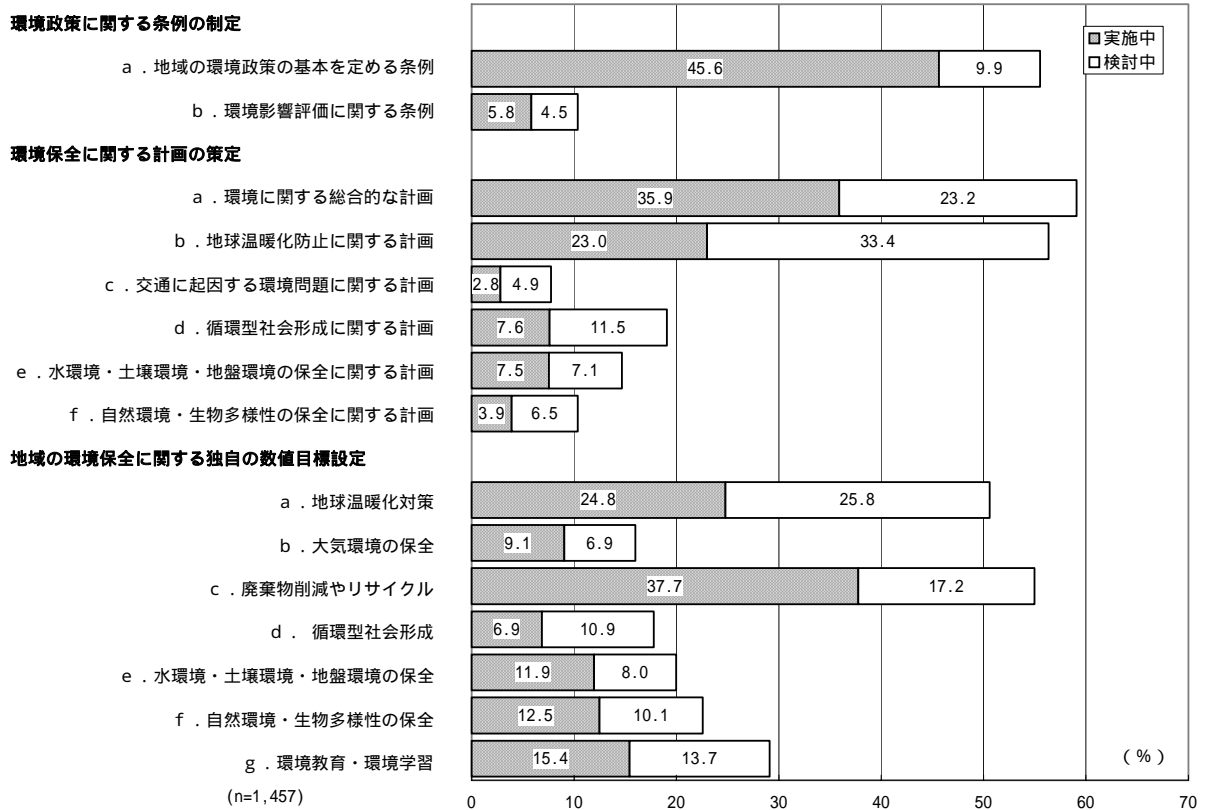
地域の環境保全に関する計画の策定

- 環境保全に関する計画策定については、『環境に関する総合的な計画』が最も多く、「既に実施中」35.9%、「現在検討中」23.2%であり合計は約6割(59.1%)を占める。
- 『地球温暖化防止に関する計画』については、「既に実施中」の23.0%と「現在検討中」33.4%を合わせて5割を超える(56.4%)。

地域の環境保全に関する独自の数値目標の設定

- 独自の数値目標(国の基準を超えるものを含む)の設定については、『廃棄物削減やリサイクル』(「既に実施中」37.7%、「現在検討中」17.2%：合計54.9%)や『地球温暖化対策』(「既に実施中」24.8%、「現在検討中」25.8%：計50.6%)が多い。

図表 III-3 地方公共団体における条例制定、計画策定、数値目標設定状況（全体）



【基本属性別の特徴】

- 地方公共団体の基本属性別にみると、ほぼすべての項目において都道府県と政令指定都市における実施率は非常に高い。(図表 III-4)
- なお都道府県では、『環境に関する総合的な計画』、政令指定都市では『地域の環境政策の基本を定める条例』ならびに『廃棄物削減やリサイクル』の数値目標設定については、すべてで実施されている。
- 団体数の構成から全体のほとんどを占めるのが市区町村であり、その傾向は全体傾向そのものである。(以後、市区町村全体の傾向が全体傾向と大きく変わらない場合は、割愛する。)

図表 III-4 地方公共団体における条例制定、計画策定、数値目標設定状況(基本属性別)

(%)

基本属性	都道府県 n=39		政令指定都市 n=12		市区町村 n=1,406	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
<b>環境政策に関する条例の制定</b>						
a. 地域の環境政策の基本を定める条例	97.4		100.0		43.7	10.2
b. 環境影響評価に関する条例	97.4		91.7	8.3	2.6	4.6
<b>環境保全に関する計画の策定</b>						
a. 環境に関する総合的な計画	100.0		91.7	8.3	33.6	24.0
b. 地球温暖化防止に関する計画	79.5		91.7	8.3	20.8	34.5
c. 交通に起因する環境問題に関する計画	20.5	5.1	75.0	16.7	1.7	4.8
d. 循環型社会形成に関する計画	41.0	2.6	50.0	16.7	6.3	11.7
e. 水環境・土壌環境・地盤環境の保全に関する計画	46.2	5.1	66.7	8.3	6.0	7.2
f. 自然環境・生物多様性の保全に関する計画	20.5	12.8	16.7	25.0	3.3	6.1
<b>地域の環境保全に関する独自の数値目標設定</b>						
a. 地球温暖化対策	97.4	2.6	91.7	8.3	22.2	26.6
b. 大気環境の保全	74.4	5.1	66.7		6.8	7.0
c. 廃棄物削減やリサイクル	97.4	2.6	100.0		35.6	17.8
d. 循環型社会形成	61.5	5.1	41.7	8.3	5.0	11.1
e. 水環境・土壌環境・地盤環境の保全	89.7		75.0		9.2	8.3
f. 自然環境・生物多様性の保全	87.2	5.1	66.7	8.3	10.0	10.2
g. 環境教育・環境学習	84.6	2.6	66.7	8.3	13.1	14.0

(注) 網掛けは50%以上を示す。

【市区町村の属性別の特徴】

- 『地域の環境政策の基本を定める条例』の策定は、市区町村の全体では「実施中」43.7%、「検討中」が10.2%である。これを人口別にみると、「1万人未満」では「実施中」15.9%、「検討中」が10.1%であるに対して、人口規模が大きくなるに従い実施率は高くなり、「10万人以上」では「実施中」84.0%、「検討中」が5.4%である。「歳出額」「農業生産額」「工業出荷額」「小売販売額」「乗用車保有台数」についても、規模の増加とともに実施率が上昇する傾向がある（図表 III-6）。
- 『環境影響評価に関する条例』の策定については、市区町村の全体では「実施中」2.6%、「検討中」が4.6%と非常に少ない。人口別にみると、現在のところ実施率はその規模に対応する形では必ずしも上昇していないが、10万人以上になると10%を超過。「歳出額」「農業生産額」「工業出荷額」「小売販売額」「乗用車保有台数」についても、規模の増加と実施率の上昇にはあまり相関がないが最大区分で突出している（図表 III-7）。
- 環境保全に関する計画の策定状況について、人口規模別にみると、『環境基本計画』『温暖化防止計画』においては人口規模の増加とともに実施率は高くなるが、『交通環境計画』『循環型社会形成計画』『水・土壌保全計画』『自然・生物多様性保全計画』人口規模に対応する形でないが、「10万人以上」で突出している（図表 III-8）。
- 環境保全に関する独自の数値目標の設定についても、人口規模が大きくなるとその実施率は上昇する傾向にあるが、特に人口「10万人以上」では実施率がかなり高くなる（図表 III-5）。

図表 III-5 環境保全に関する独自の数値目標の設定実施率（人口規模別）

(n=1,418)

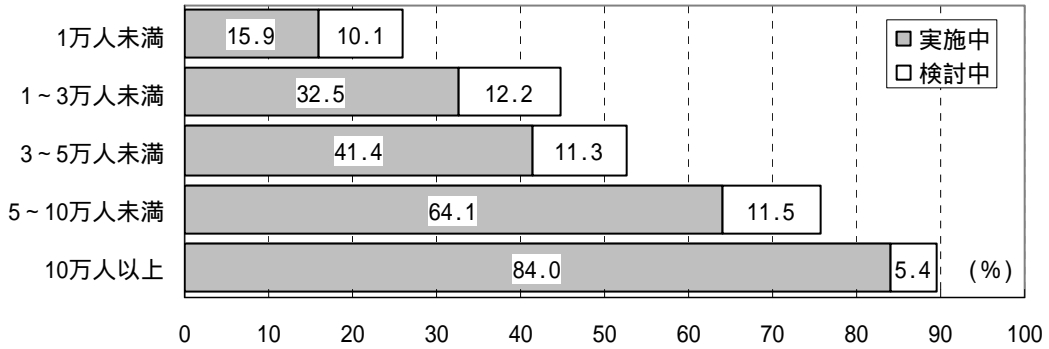
(%)

人口規模	地球温暖化対策	大気環境保全	廃棄物削減 リサイクル	循環型社会 形成	水・土壌 環境保全	自然・生物 多様性保全	環境教育・ 環境学習
1万人未満	11.5	0.6	19.3	2.3	3.7	6.9	4.9
1～3万人未満	17.1	2.2	27.1	2.7	4.6	4.6	8.1
3～5万人未満	15.8	2.5	29.6	3.0	5.4	8.4	10.8
5～10万人未満	27.4	6.0	44.9	5.6	9.8	10.3	15.0
10万人以上	48.2	28.8	69.6	15.2	29.2	25.7	33.5

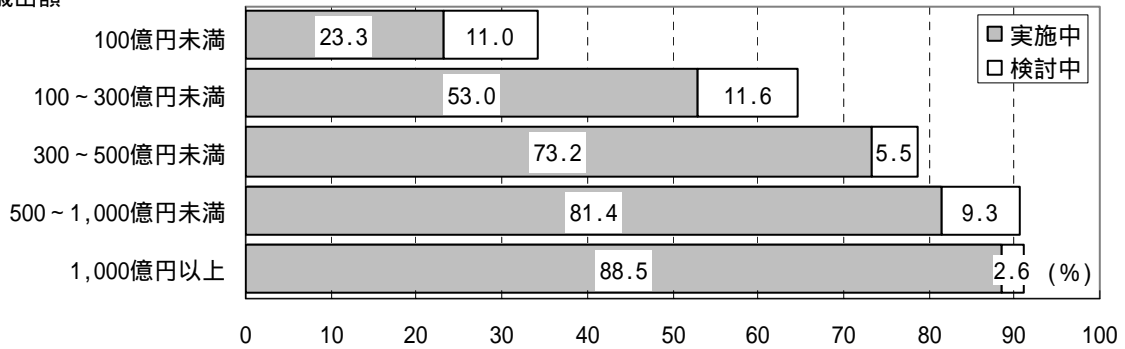
（注）網掛けは最も比率の高いものを示す。

図表 III-6 市区町村における「環境基本条例」の策定状況（属性別）

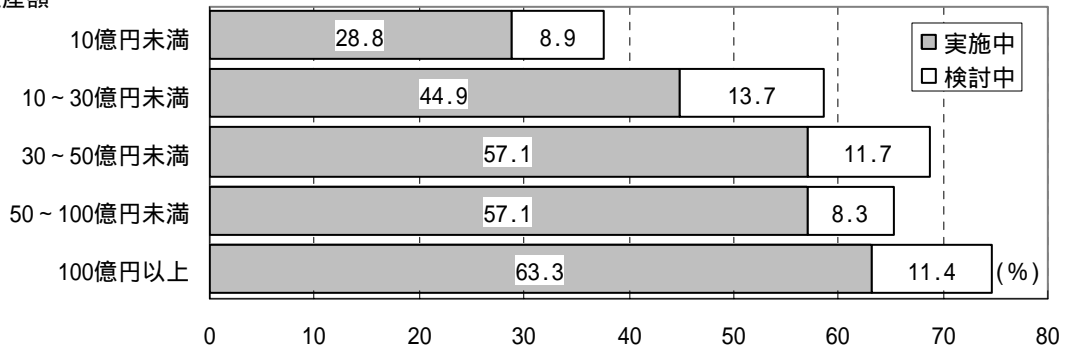
人口



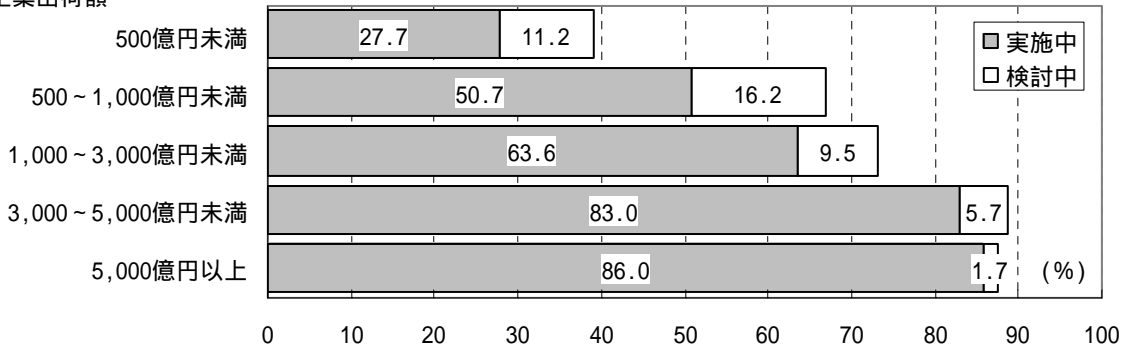
歳出額



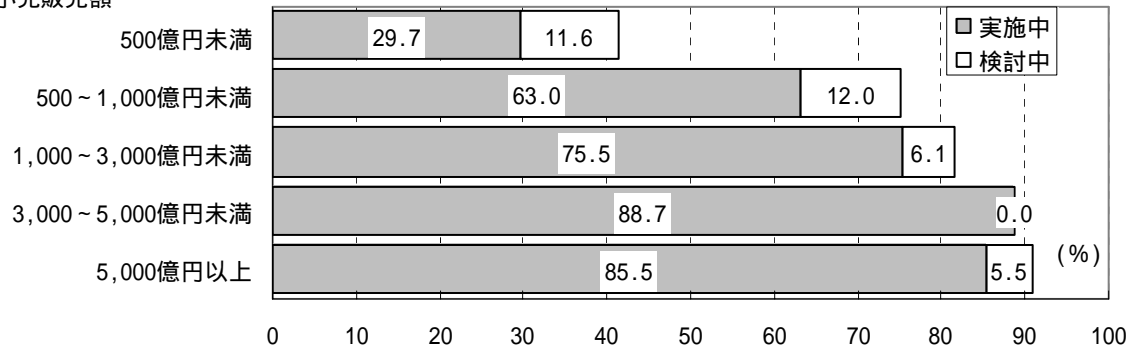
農業生産額



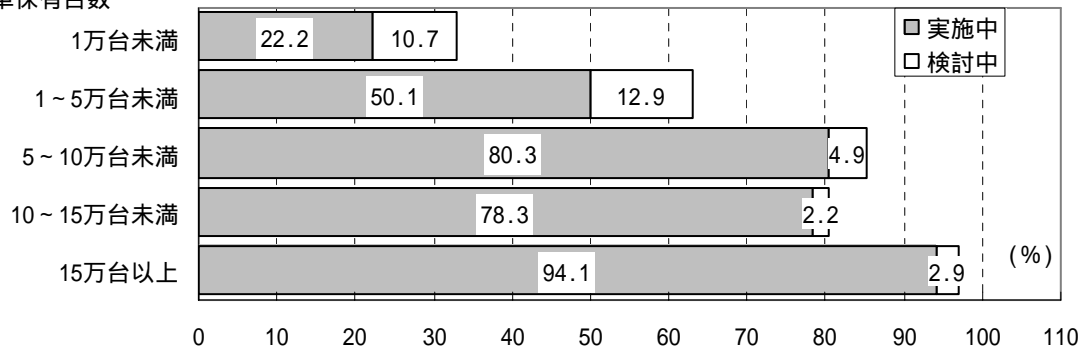
工業出荷額



小売販売額

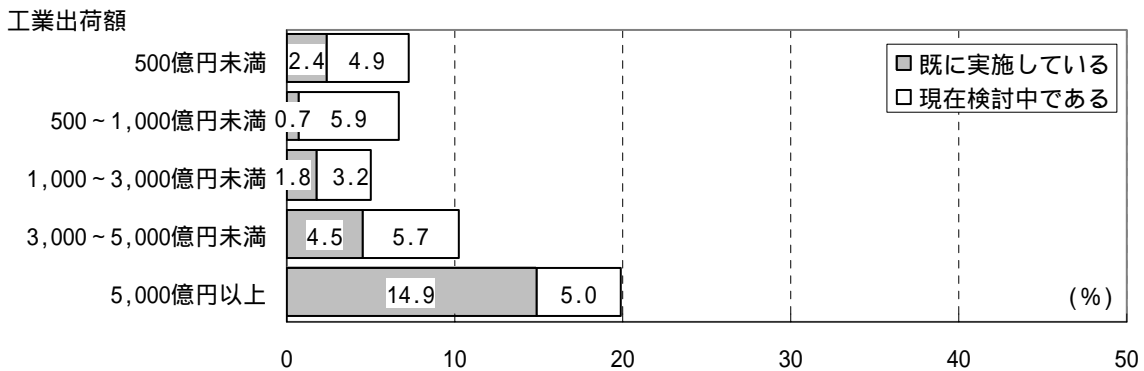
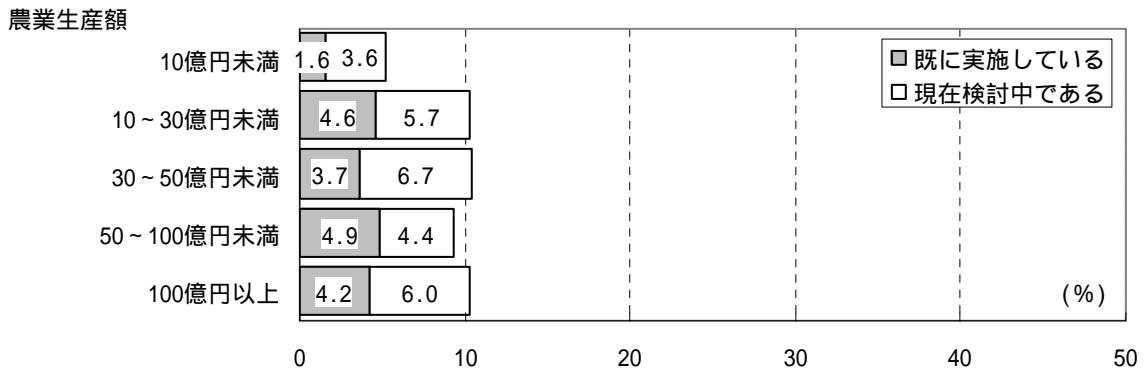
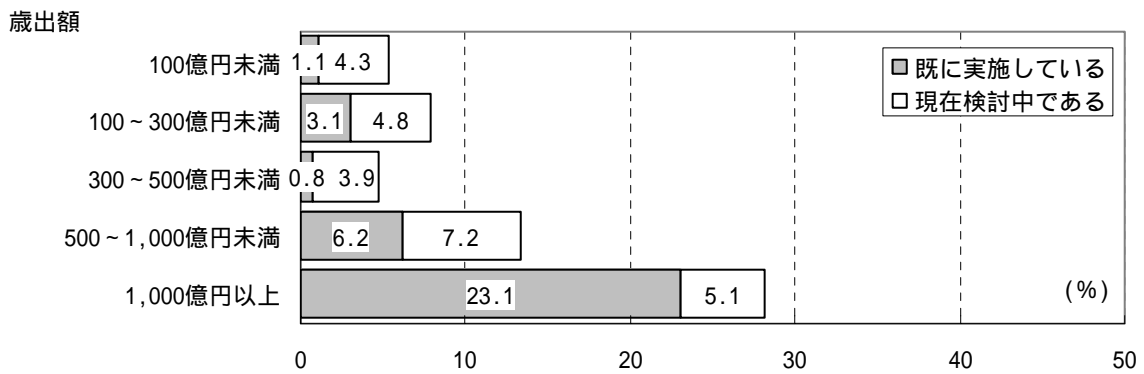
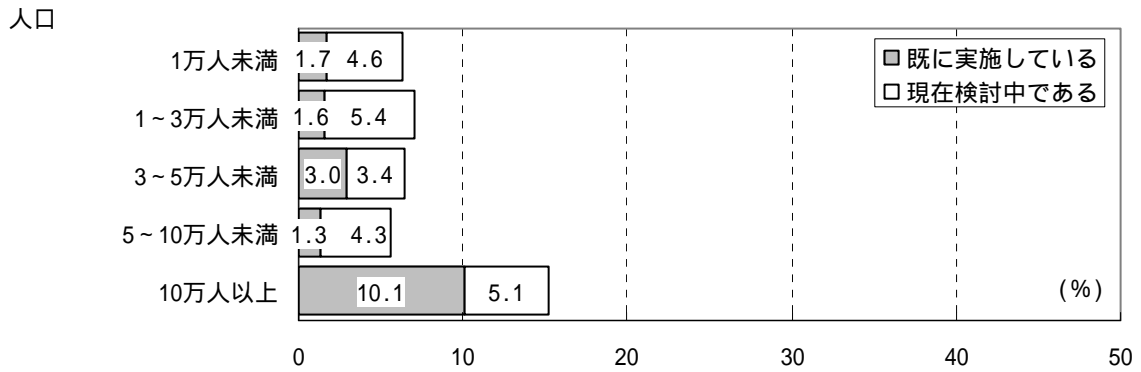


乗用車保有台数

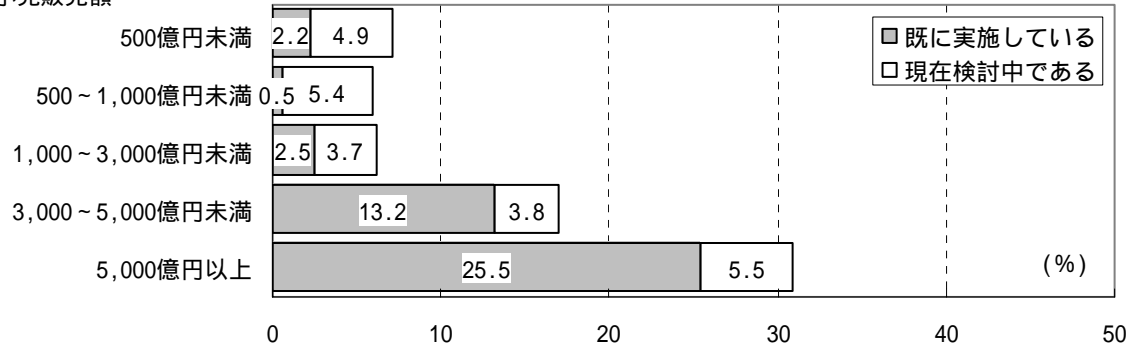


(n=1,418)

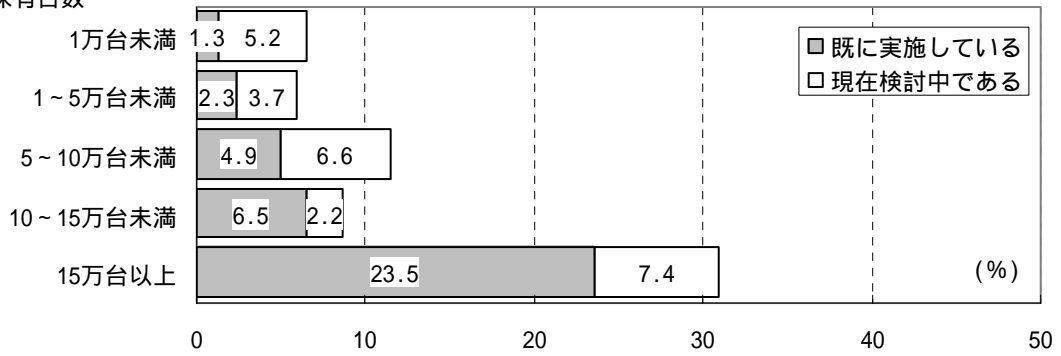
図表 III-7 市区町村における「環境影響評価に関する条例」の策定状況（属性別）



小売販売額



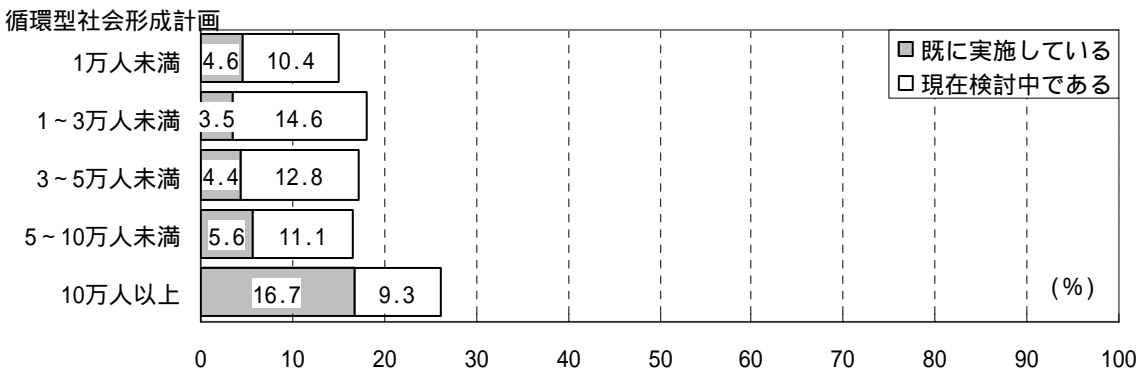
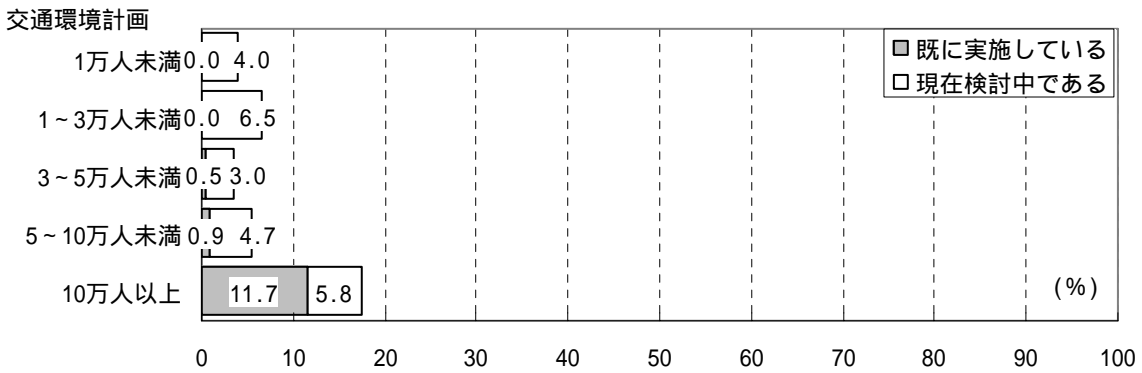
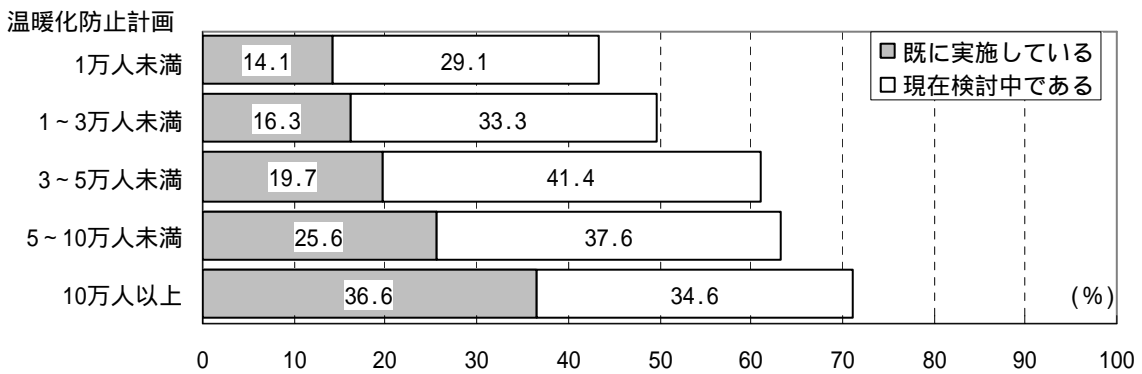
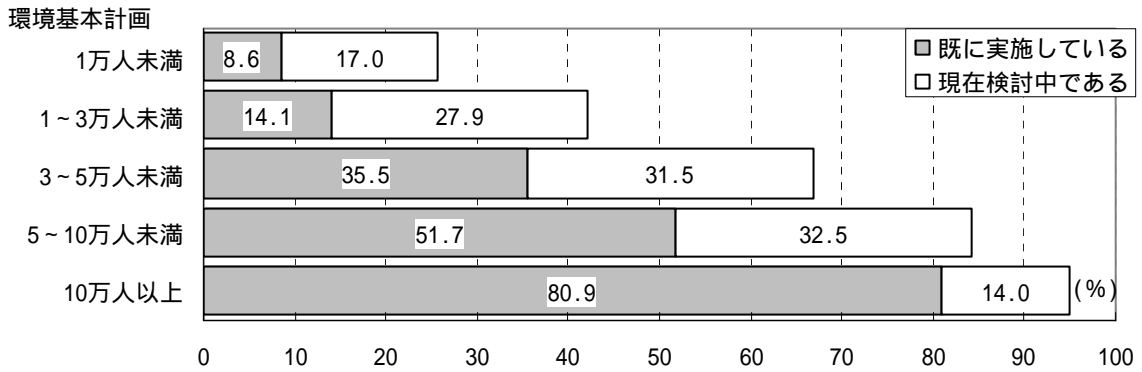
乗用車保有台数

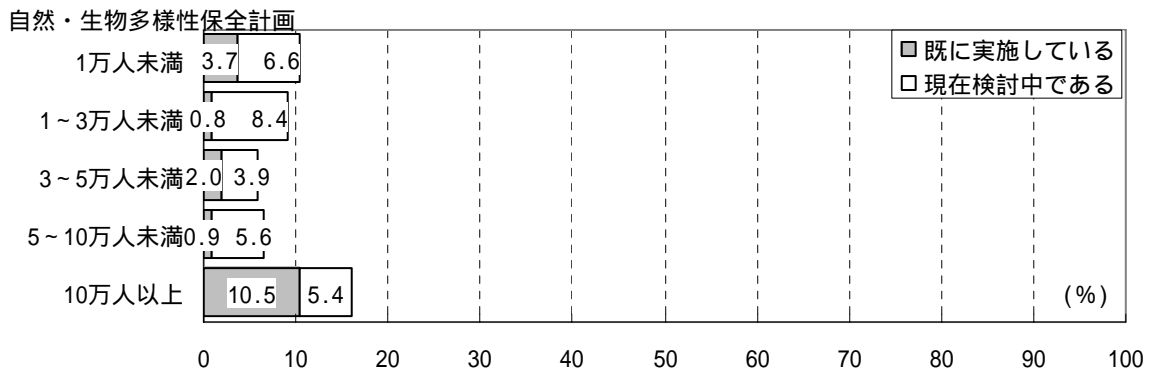
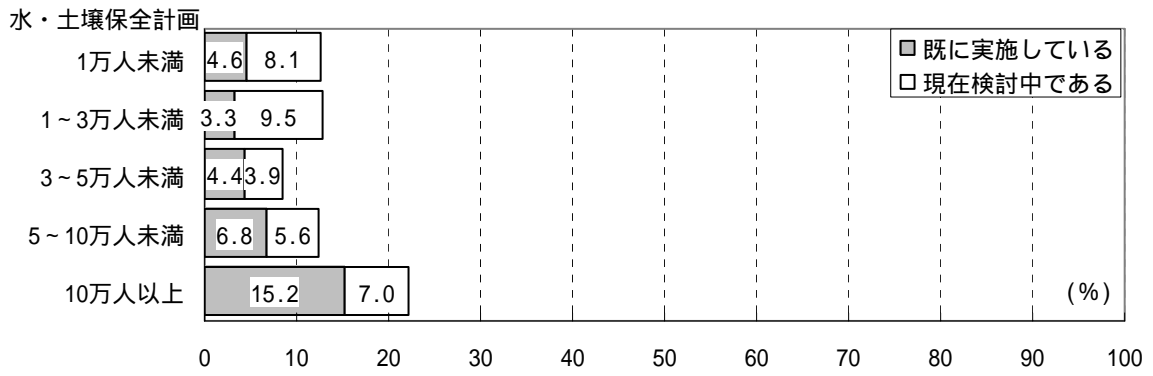


(n=1,418)



図表 III-8 市区町村における「環境関連計画」の策定状況（人口別）





(n=1,418)

## (2) 「環境に関する総合的な計画」の策定にかかわる状況

国の環境基本計画の参考状況（問 1-1）

### 【全体的な傾向】

- 『環境に関する総合的な計画』を策定済みもしくは現在検討中の 861 団体では、計画策定に当たりその 8 割（81.1%）が国の環境基本計画を参考にした（している）（図表 III-9）。

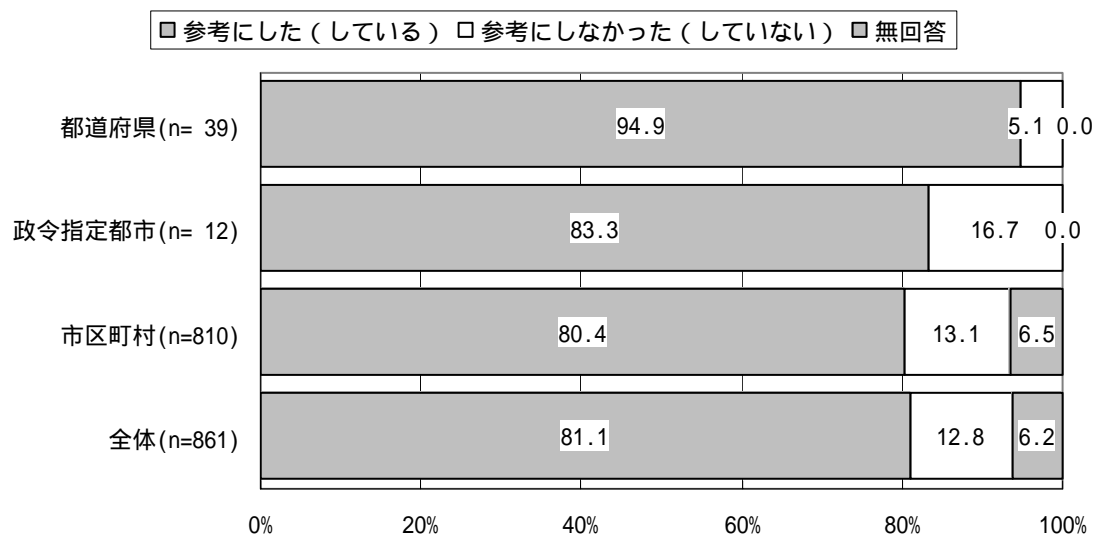
### 【基本属性別の特徴】

- 都道府県、政令指定都市では、環境基本計画などの『環境に関する総合的な計画』はほぼ策定されており、都道府県では 94.9%（37 団体）が、政令指定都市では 83.3%（10 団体）が国の環境基本計画を参考にした（図表 III-9）。
- 『環境に関する総合的な計画』を既に策定した 810 市区町村では、80.4%（651 団体）が国の環境基本計画を参考にした。

### 【市区町村の属性別の特徴】

- 『環境に関する総合的な計画』を既に策定した 822 市区町村について、人口規模別にみると、国の環境基本計画を参考にした割合は、人口規模が大きくなるにつれて高くなる。即ち、「1 万人未満」で 61.8%、「1～3 万人未満」で 76.1%、「3～5 万人未満」80.1%となり、続いて「5～10 万人未満」の 83.8%から「10 万人以上」の 87.3%へと上昇する（図表 III-10）。

図表 III-9 環境計画策定に際しての「国の環境基本計画」の参考状況（全体+基本属性別）



図表 III-10 市区町村における環境基本計画にかかわる状況（人口別）

(%)

環境基本計画について	1万人未満	1~3万人未満	3~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
国の環境基本計画を参考にした(n = 822)	61.8	76.1	80.1	83.8	87.3
具体的な施策展開につながった(n = 484)	56.7	61.5	66.7	77.7	84.1
普及・啓発活動を実施している(n = 484)	73.3	65.4	75.0	81.0	87.0
計画実施状況の点検をしている(n = 484)	20.0	40.4	47.2	59.5	77.4

(注) 網掛けは問別に最も高いものを示す。

「環境に関する総合的な計画」の具体的な施策展開（問 1-2）

【全体的な傾向】

- 『環境に関する総合的な計画』を既に策定している 523 団体のうち 7 割以上( 76.9% )が、“計画の策定は具体的な環境保全施策の展開につながっている”と認識している（図表 III-11）。

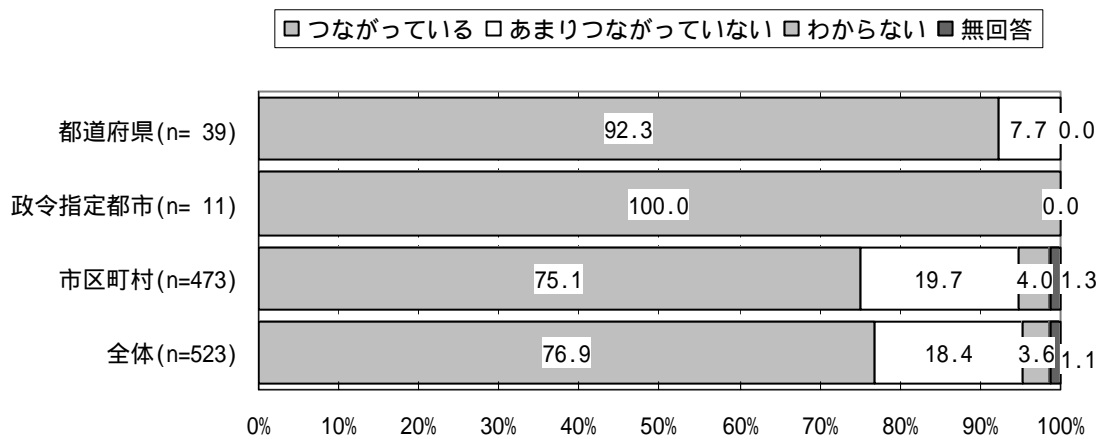
【基本属性別の特徴】

- “計画の策定は具体的な環境保全施策の展開につながっている”とするのは、都道府県では 92.3%（36 団体）、政令指定都市で 100.0%（11 団体）である（図表 III-11）。
- 『環境に関する総合的な計画』を既に策定した 473 市区町村については、75.1%（355 団体）が“具体的な環境保全施策の展開につながっている”としている。

【市区町村の属性別の特徴】

- 『環境に関する総合的な計画』を既に策定した 484 市区町村について、人口規模別にみると、“計画の策定は具体的な環境保全施策の展開につながっている”とする割合は、人口規模が大きくなるにつれて高くなる。即ち、「1 万人未満」の 56.7%から「3～5 万人未満」では 66.7%となり、続いて「5～10 万人未満」で 77.7%、「10 万人以上」で 84.1%へと上昇する（図表 III-10）。

図表 III-11 環境基本計画の策定による具体的な施策展開（全体+基本属性別）



「環境に関する総合的な計画」の普及・啓発（問 1-3）

【全体的な傾向】

- 地方公共団体では『環境基本計画の普及・啓発』にも積極的であり、環境基本計画を策定済みの 523 団体のうち「既の実施中」( 81.8% ) は約 8 割で、「現在検討中」( 13.0% ) を合わせると、9 割以上 ( 94.8% ) が実施していることになる（図表 III-12）。

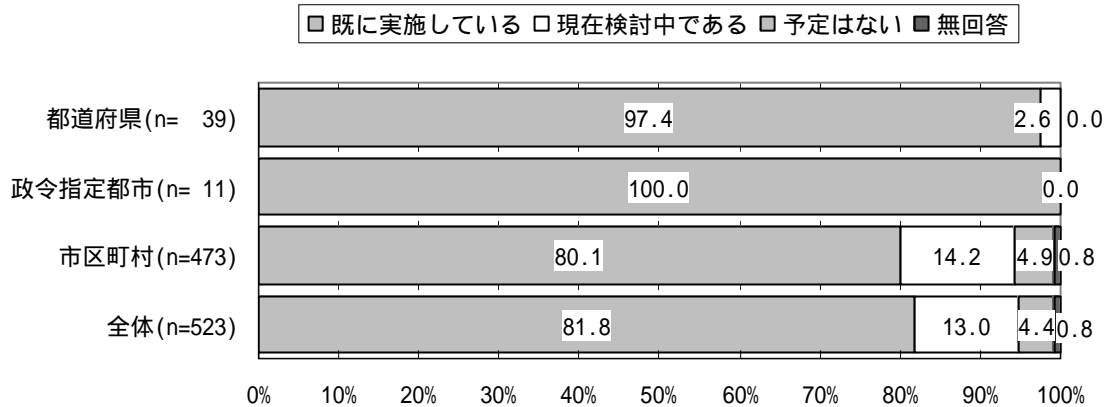
【基本属性別の特徴】

- 都道府県と政令指定都市では、『環境基本計画の普及・啓発』について「既の実施中」はともに約 9 割と高く、それぞれ 97.4%（38 団体）、100%（11 団体）である（図表 III-12）。
- 市区町村については、策定済みの 473 団体のうち 80.1%（379 団体）が、『環境基本計画の普及・啓発』を実施している。

【市区町村の属性別の特徴】

- 484 市区町村の『環境基本計画の普及・啓発』の実施率を人口別にみると、人口規模が大きくなるにつれて高くなる。即ち、「1 万人未満」の 73.3%から「3～5 万人未満」では 75.0%となり、続いて「5～10 万人未満」で 81.0%、「10 万人以上」で 87.0%へと上昇する（図表 III-10）。

図表 III-12 環境基本計画の事業者や住民への普及・啓発（全体+基本属性別）



「環境に関する総合的な計画」の点検（問 1-4）

【全体的な傾向】

- 環境基本計画の『計画策定後の実施状況の点検』については、「既に実施中」（63.7％）の団体は半数を超えるが、「現在検討中」（29.1％）も多く、今後の大幅な増加が予想される（図表 III-13）。

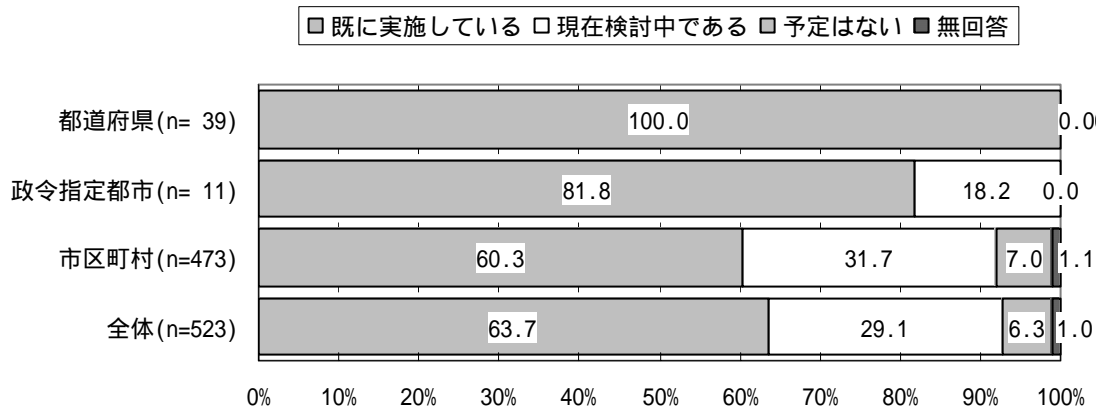
【基本属性別の特徴】

- 『計画策定後の実施状況の点検』について、すべての都道府県で「既に実施中」であり、政令指定都市においても「既に実施中」あるいは「現在検討中」である（図表 III-13）。
- 市区町村の「既に実施中」は 473 団体のうち 60.3％（285 団体）と半数を占めるが、31.7％（150 団体）の「現在検討中」も少なくない。

【市区町村の属性別の特徴】

- 465 市区町村について、『計画策定後の実施状況の点検』の実施率を人口別にみると、人口規模が大きくなるにつれて高くなる傾向がある。即ち、「1 万人未満」の 20.0％から「3～5 万人未満」では 47.2％となり、続いて「5～10 万人未満」で 59.5％、「10 万人以上」で 77.4％となる（図表 III-10）。

図表 III-13 環境基本計画の実施状況の点検（全体+基本属性別）



部署横断的な独自組織（問 1-5）

【全体的な傾向】

- 自然環境保全を図るための『部署横断的な独自の組織(自然保護課以外)』の有無については、「予定はない」(92.8%)が9割を超え、「既に実施中」(3.3%)、「現在検討中」(1.5%)は非常に少ない(図表 III-14)。

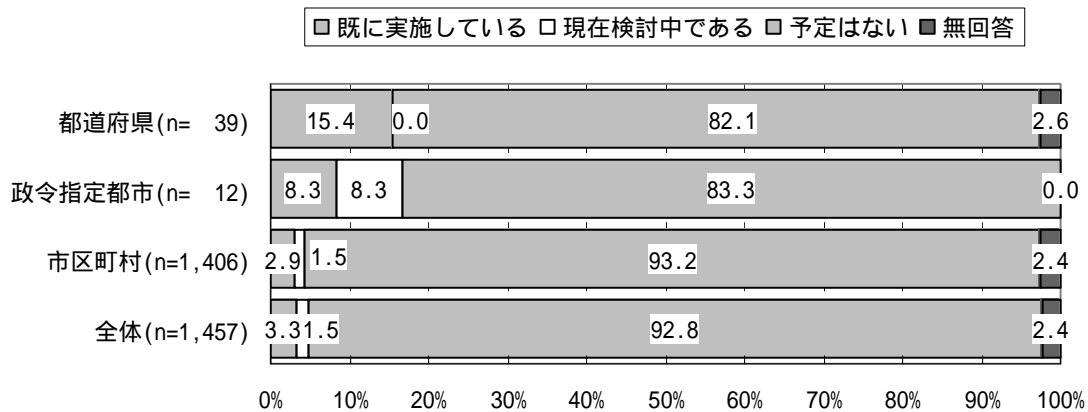
【基本属性別の特徴】

- 『部署横断的な独自の組織(自然保護課以外)』について、都道府県の「既に実施中」は15.4%(6団体)で最も多い。政令指定都市では「既に実施中」、「現在検討中」はそれぞれ1団体のみである。(図表 III-14)
- 市区町村の「既に実施中」は1,406団体のうち2.9%(41団体)と非常に少なく、「予定はない」が9割(93.2%)を超える。

【市区町村の属性別の特徴】

- 1,418市区町村について、『部署横断的な独自の組織(自然保護課以外)』の実施率はサンプル数が少ないため(41団体)傾向がつかめない(図表 III-14)。

図表 III-14 部署横断的な独自組織（全体+基本属性別）

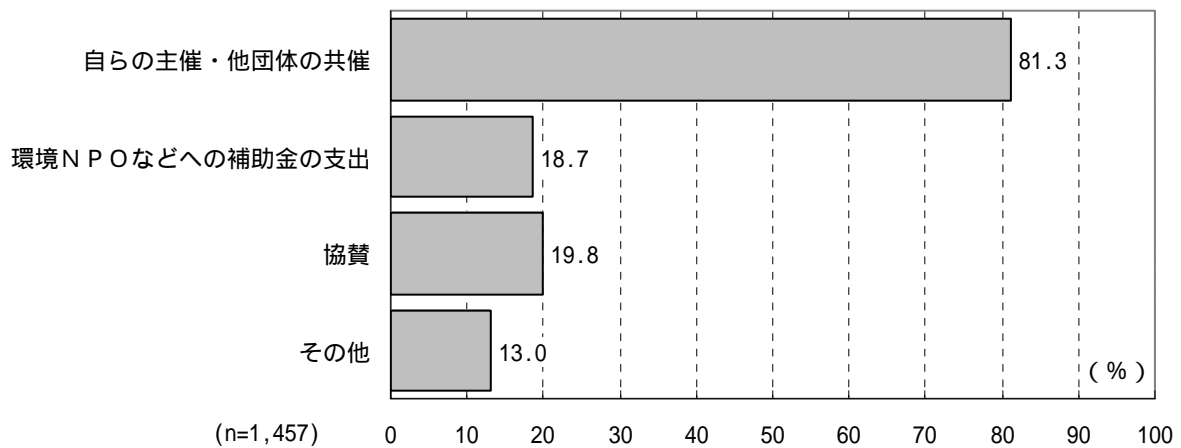


環境保全事業の実施方法（問 1-6）

【全体的な傾向】

- 地方公共団体における、環境教育、地域の美化・清掃活動など環境保全事業の実施方法については、『自らの主催・他団体の共催』（81.3%）をあげる団体が多い（図表 III-15）。

図表 III-15 環境保全事業の実施の方法（全体）



【基本属性別の特徴】

- 環境教育、地域の美化・清掃活動など環境保全事業の実施方法については、都道府県と政令指定都市において『自ら主催・他団体の共催』（それぞれ97.4%、100.0%）と9割を超える高い割合を示す。市区町村においても『自ら主催・他団体の共催』は80.7%と高い割合を示している（図表 III-19）。

図表 III-16 環境保全事業の実施の方法（基本属性別）

環境保全事業の実施方法	（%）		
	都道府県 n=39	政令指定都市 n=12	市区町村 n=1,06
自らの主催・他団体の共催	97.4	100.0	80.7
環境NPOなどへの補助金の支出	56.4	41.7	17.4
協賛	35.9	33.3	19.2
その他	17.9	16.7	12.9



環境保全事業の国民の参加人日（問 1-7）

【全体的な傾向】

- 地方公共団体が実施した環境教育、地域の美化・清掃活動など環境保全に関わる事業への参加人数は全体で約 1 万 5 千人日となった（図表 III-17）。

【基本属性別の特徴】

- 基本属性別にみると参加人数の最も多いのは政令指定都市で約 25 万人日である（図表 III-17）。

図表 III-17 環境保全事業の国民の参加人日（全体+基本属性別）

参加人・日	都道府県 n=30	政令指定都市 n=8	市区町村 n=1,35	全体 n=1,73
計	5,210,439	1,992,076	9,163,098	16,365,613
平均	173,681	249,010	8,862	15,252

【市区町村の属性別の特徴】

- 市区町村の人口別で見ると、人口規模が多くなるにつれて参加人日も増加し、人口 10 万人以上では約 3 万 3 千人日、人口約 1 万人未満は約 1 千人日とその差は大きい（図表 III-18）。

図表 III-18 環境保全事業の国民の参加人日（人口別）

参加人・日	1 万人未満 n=232	1～3 万人未満 n=273	3～5 万人未満 n=147	5～10 万人未満 n=181	10 万人以上 n=199
計	309,860	866,154	1,221,885	1,931,835	6,819,286
平均	1,336	3,173	8,312	10,673	33,103

## 2 2 環境問題に関する問題意識と重点取組

### (1) 環境問題に関する問題意識と重点取組(問2)

#### 【全体的な傾向】

- 20の環境問題の中から「特に問題意識をもつもの」と「重点的に取り組むもの」を、それぞれ5つまで選んでもらった。全体的に後者よりも前者の比率が高いが、これは問題意識は高くても現実には必ずしも重点取組には至っていないことを示している(図表 III-19)。
- 「特に問題意識のある環境問題」で最も多いのは『廃棄物のリデュース、リユース、リサイクル』(72.6%)であり、7割を占め、これに次ぐ『地球温暖化』(65.5%)や『不法投棄』(64.1%)、『水質汚濁』(44.3%)よりも20ポイント以上高い。これは地方公共団体にとって最大の環境問題であることを示している。続いて、『悪臭』(27.6%)、『最終処分場』(24.2%)であるが、いわゆる典型7公害の割合は相対的に低い。
- 「重点的に取り組む環境問題」については、「特に問題意識のある環境問題」より比率は低くなるものの、ほぼ同様の傾向を示す。

図表 III-19 環境問題に関する問題意識と重点取組(全体)

(n=1,457)

(%)

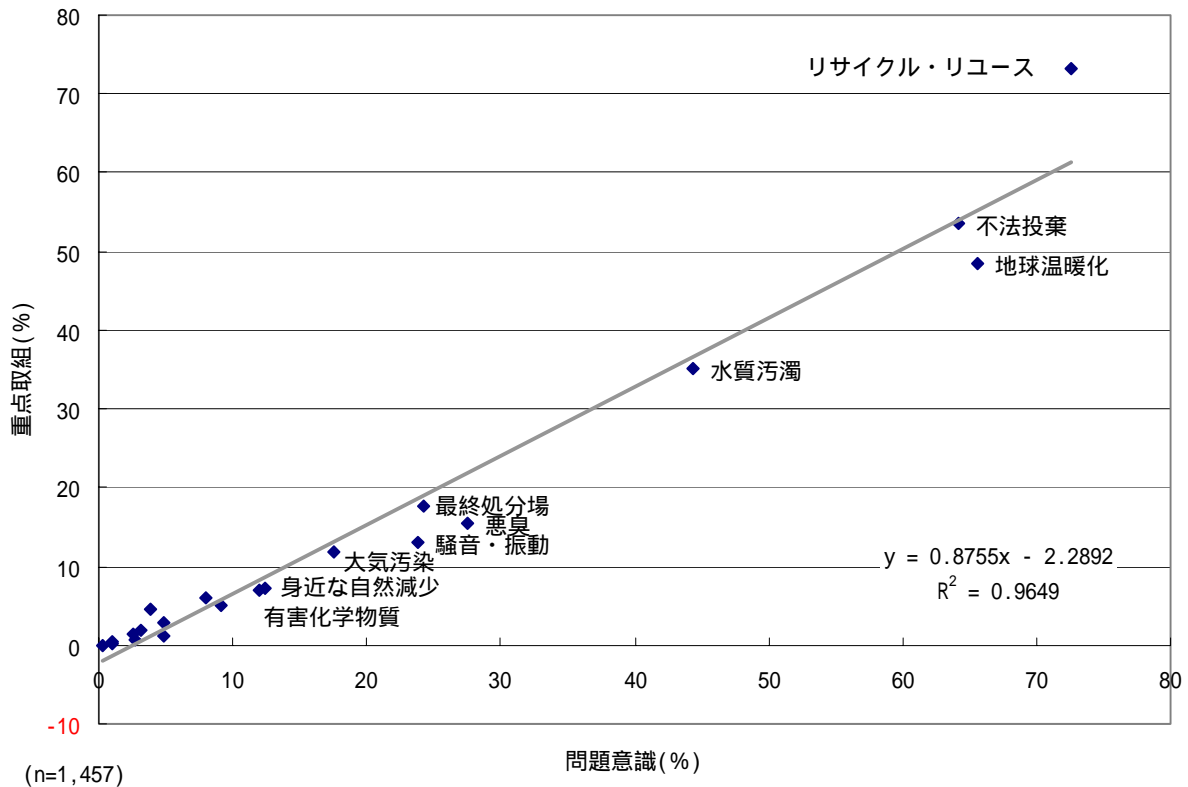
環 境 問 題	問題意識	重点取組	ポイント差
廃棄物等の発生抑制や再利用、再生利用の推進	72.6	73.2	-0.6
地球温暖化	65.5	48.4	17.2
不法投棄等廃棄物不適正な処理	64.1	53.6	10.5
水質汚濁	44.3	35.1	9.2
悪臭	27.6	15.5	12.1
廃棄物の最終処分場のひっ迫	24.2	17.8	6.5
騒音・振動	23.7	13.0	10.7
大気汚染	17.5	11.9	5.6
生活の身近にある自然の減少	12.4	7.3	5.1
ダイオキシン等の有害な化学物質による環境汚染	12.0	7.0	5.0
土壌汚染	9.1	4.9	4.2
野生生物や稀少動植物の減少や絶滅	8.0	5.9	2.1
オゾン層の破壊	4.8	1.2	3.6
海洋の汚染	4.8	2.7	2.1
その他	3.9	4.6	-0.7
原生林や湿地帯等手つかずの自然の減少	3.2	1.9	1.2
酸性雨	2.7	0.7	2.1
地盤沈下	2.6	1.4	1.2
開発途上国の公害・環境問題	1.0	0.5	0.5
内分泌かく乱化学物質の生物への影響	1.0	0.1	0.8
黄砂	0.3	0.0	0.3

(注)「ポイント差」は「問題意識」から「重点取組」を引いた値である。  
網掛けは40%以上を示す。

【問題意識と重点取組の関係】

- 特に問題意識をもつもの」と「重点的に取組むもの」の相関は強く、問題意識が高いほど重点的に取り組む割合も高い(図表 III-20)。
- 全体的には、問題意識と重点取組のいずれにおいても『不法投棄』『水質汚濁』『地球温暖化』が多い。特に、『廃棄物のリデュース、リユース、リサイクル』(問題意識 72.6%、重点取組 73.2%)の割合が高く、次いで『不法投棄』(同 64.1%、53.6%)である。

図表 III-20 環境問題に関する問題意識と重点取組の関係(全体)



(注) 図中の直線は近似曲線を示す。相関係数は 0.9649 である。

【基本属性別の特徴】

- 都道府県、政令指定都市、市区町村のいずれにおいても、『地球温暖化』、『廃棄物のリデュース、リユース、リサイクル』に対する認識が高い。なお、都道府県と政令指定都市では環境問題に対する問題意識と重点的取組のいずれも多岐にわたるが、市区町村では特定の環境問題に集中する傾向がある（図表 III-21）。
- 都道府県では、『地球温暖化』（問題意識 89.7%、重点取組 97.4%）と『廃棄物のリデュース、リユース、リサイクル』（同 84.6%、89.7%）の割合が高く、続いて『不法投棄』と続く。全般的に広域的な認識の高さがうかがえるが、特に『野生生物や希少動植物』（同 41.0%、33.3%）で高い。
- 政令指定都市では、『地球温暖化』（問題意識 66.7%、重点取組 91.7%）とともに『廃棄物のリデュース、リユース、リサイクル』（同 75.0%、83.3%）の割合が高い。次いで『不法投棄』『身近な自然減少』『騒音・振動』が多い。
- 市区町村では、『廃棄物のリサイクル・リユース』（問題意識 72.3%、重点取組 72.7%）とともに『地球温暖化』（同 64.9%、46.7%）の割合が高い。次いで、『不法投棄』『水質汚濁』『悪臭』が多い。

図表 III-21 環境問題に関する問題意識と重点取組（基本属性別）

(%)

基本属性	都道府県 n=39		政令指定都市 n=12		市区町村 n=1,406	
	問題意識	重点取組	問題意識	重点取組	問題意識	重点取組
地球温暖化	89.7	97.4	66.7	91.7	64.9	46.7
オゾン層の破壊	2.6	2.6	0.0	0.0	4.9	1.2
酸性雨	5.1	0.0	0.0	0.0	2.7	0.7
黄砂	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0
大気汚染	17.9	15.4	8.3	33.3	17.6	11.7
騒音・振動	0.0	0.0	25.0	0.0	24.4	13.5
悪臭	0.0	0.0	8.3	0.0	28.5	16.1
水質汚濁	41.0	48.7	16.7	25.0	44.7	34.9
土壌汚染	12.8	7.7	8.3	8.3	9.0	4.8
地盤沈下	2.6	2.6	8.3	8.3	2.6	1.3
海洋の汚染	7.7	5.1	16.7	8.3	4.6	2.6
廃棄物等の発生抑制や再利用、再生利用の推進	84.6	89.7	75.0	83.3	72.3	72.7
不法投棄等廃棄物不適正な処理	69.2	71.8	50.0	16.7	64.1	53.4
廃棄物の最終処分場のひっ迫	20.5	23.1	25.0	8.3	24.3	17.7
ダイオキシン等の有害な化学物質による環境汚染	23.1	12.8	25.0	8.3	11.6	6.8
内分泌かく乱化学物質の生物への影響	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.1
原生林や湿地帯等手つかずの自然の減少	5.1	2.6	0.0	0.0	3.1	1.9
生活の身近にある自然の減少	17.9	12.8	33.3	33.3	12.1	7.0
野生生物や希少動植物の減少や絶滅	41.0	33.3	16.7	0.0	7.0	5.2
開発途上国の公害・環境問題	0.0	2.6	8.3	8.3	1.0	0.4
その他	25.6	23.1	16.7	25.0	3.2	3.9

(注) 網掛けは40%以上を示す。

【市区町村の属性別の特徴】

- 市区町村全体では「特に問題意識をもつ環境問題」として上位を占める『地球温暖化』や『廃棄物のリデュース、リユース、リサイクル』では、いずれも「10万人以上」(それぞれ80.5%、78.2%)が首位である(図表 III-22)。
- 次いで、『不法投棄』『水質汚濁』では「3~5万人未満」が最も高い比率となっている。最も人口規模の大きい「10万人以上」の比率が最も高いわけではないのは、『不法投棄』や『水質汚濁』の問題が、郊外部・山間部あるいは河川・港湾周辺に発生しやすいことと関係していると考えられる。

図表 III-22 市区町村における環境問題に関する「問題意識」(人口別)

(n=1,418) ( % )

環 境 問 題	1万人未満	1~3万人未満	3~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
地球温暖化	49.0	58.3	70.9	77.8	80.5
オゾン層の破壊	6.9	5.1	3.4	4.3	3.5
酸性雨	2.3	3.0	0.5	2.6	4.7
黄砂	0.3	0.0	0.5	0.9	0.4
大気汚染	10.1	10.6	18.7	23.5	31.1
騒音・振動	8.9	26.3	28.1	32.5	32.3
悪臭	20.2	33.3	36.0	32.9	22.6
水質汚濁	37.5	45.3	54.7	46.6	43.2
土壌汚染	6.1	6.2	7.9	11.5	16.0
地盤沈下	1.2	1.1	0.0	4.3	7.4
海洋の汚染	8.1	4.9	3.4	3.4	2.3
廃棄物等の発生抑制や再利用、再生利用の推進	67.7	69.4	76.8	73.5	78.2
不法投棄等廃棄物不適正な処理	64.3	71.0	73.4	62.4	47.9
廃棄物の最終処分場のひっ迫	21.6	24.4	23.6	22.2	30.4
ダイオキシン等の有害な化学物質による環境汚染	8.6	14.9	11.3	11.1	12.1
内分泌かく乱化学物質の生物への影響	0.9	0.8	0.0	0.9	2.3
原生林や湿地帯等手つかずの自然の減少	4.9	1.4	1.5	2.6	5.1
生活の身近にある自然の減少	7.8	5.4	9.4	17.1	26.5
野生生物や稀少動植物の減少や絶滅	7.2	3.0	3.9	10.3	12.5
開発途上国の公害・環境問題	1.4	1.6	0.0	0.9	0.8
その他	1.7	2.4	3.0	1.3	8.6

(注) 網掛けは各環境問題における人口規模別に最も高い比率を示す。

- 市区町村全体では「重点的に取り組む環境問題」として上位を占める『地球温暖化』や『廃棄物のリサイクル・リユース』では、「特に問題意識をもつ環境問題」と同様に、いずれも「10万人以上」(それぞれ82.5%、86.8%)が首位である(図表 III-23)。
- 次いで、『不法投棄』『水質汚濁』では、「特に問題意識をもつ環境問題」と同様に、「3~5万人未満」が最も高い比率となっている。最も人口規模の大きい「10万人以上」の比率が最も高いわけではないのは、『不法投棄』や『水質汚濁』の問題が、郊外部・山間部あるいは河川・港湾周辺に発生しやすいことと関係していると考えられる

図表 III-23 市区町村における環境問題に関する「重点事項」(人口別)

(n=1,418)

(%)

環 境 問 題	1万人未満	1~3万人未満	3~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
地球温暖化	23.3	31.4	48.8	67.5	82.5
オゾン層の破壊	0.9	1.6	1.5	1.3	0.8
酸性雨	0.0	0.5	0.5	1.3	1.6
黄砂	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大気汚染	4.3	5.1	10.3	16.2	29.2
騒音・振動	3.2	10.6	14.8	20.9	23.3
悪臭	8.6	17.9	20.7	26.1	10.5
水質汚濁	25.4	32.2	43.3	37.2	42.8
土壌汚染	2.0	4.3	3.9	6.4	8.9
地盤沈下	0.6	0.5	0.5	3.0	2.7
海洋の汚染	4.3	1.9	3.9	2.1	1.2
廃棄物等の発生抑制や再利用、再生利用の推進	62.2	68.6	75.9	77.8	86.8
不法投棄等廃棄物不適正な処理	49.9	61.2	62.6	52.6	39.3
廃棄物の最終処分場のひっ迫	13.5	16.5	17.2	18.4	24.5
ダイオキシン等の有害な化学物質による環境汚染	5.8	7.6	6.4	6.4	7.8
内分泌かく乱化学物質の生物への影響	0.0	0.3	0.0	0.0	0.4
原生林や湿地帯等手つかずの自然の減少	2.3	1.4	1.0	1.7	3.1
生活の身近にある自然の減少	2.6	3.5	4.4	9.4	19.1
野生生物や稀少動植物の減少や絶滅	4.0	1.9	3.4	6.8	11.3
開発途上国の公害・環境問題	0.3	0.3	1.0	0.0	0.8
その他	1.4	3.0	4.4	2.1	10.9

(注) 網掛けは各環境問題における人口規模別に最も高い比率を示す。

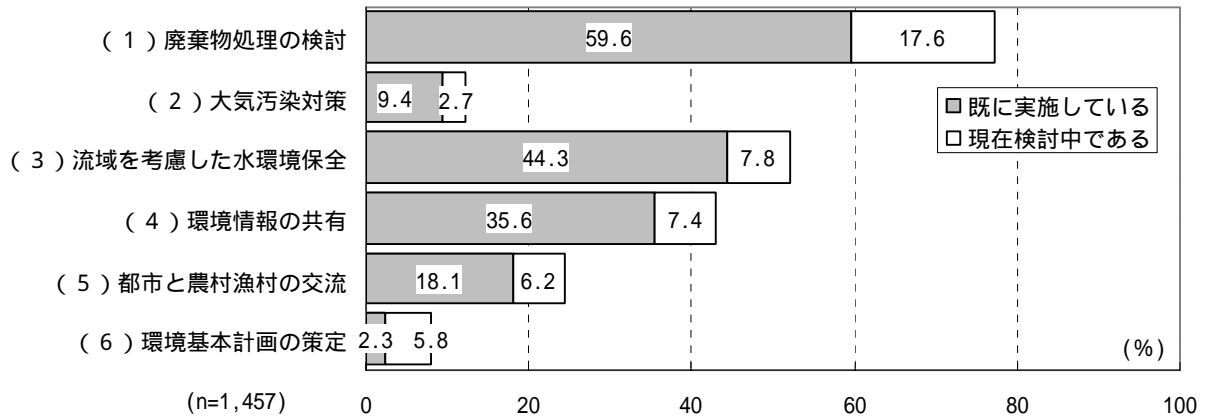
## 2 3 環境保全施策における広域連携・協力

### (1) 周辺地方公共団体との連携・協力(問 3)

#### 【全体的な傾向】

- 周辺地方公共団体との広域連携・協力をを行う環境保全施策の中で最も進んでいるのは、『廃棄物処理の検討』であり、実施中 59.6%、検討中 17.6%を合わせると8割弱である(77.2%)。次いで、『流域を考慮した水環境保全』、『環境情報の共有』などが多い(図表 III-24)。

図表 III-24 環境保全施策にかかわる広域連携の状況(全体)



#### 【基本属性別の特徴】

- 広域連携については、都道府県、政令指定都市、市区町村のいずれにおいても『廃棄物処理の検討』が主要な取組の一つとなっている。都道府県や政令指定都市では取組が多彩である(図表 III-25)。
- 都道府県では、『環境情報の共有』(実施中 71.8%、検討中 5.1%：計 76.9%)や『流域を考慮した水環境保全』(同 64.1%、10.3%：計 74.4%)を中心に、『大気汚染対策』、『都市との農山漁村の交流』などに取り組んでいる。
- 政令指定都市では、『流域を考慮した水環境保全』、『環境情報の共有』(それぞれ実施中 91.7%、検討中 0.0%：計 91.7%)と『廃棄物処理の検討』(同 83.3%、0.0%：計 83.3%)の割合が高い。
- 市区町村では、『廃棄物処理』(実施中 59.8%、検討中 17.9%：計 77.7%)が中心である。

図表 III-25 環境保全施策にかかわる広域連携の状況(基本属性別)

(%)

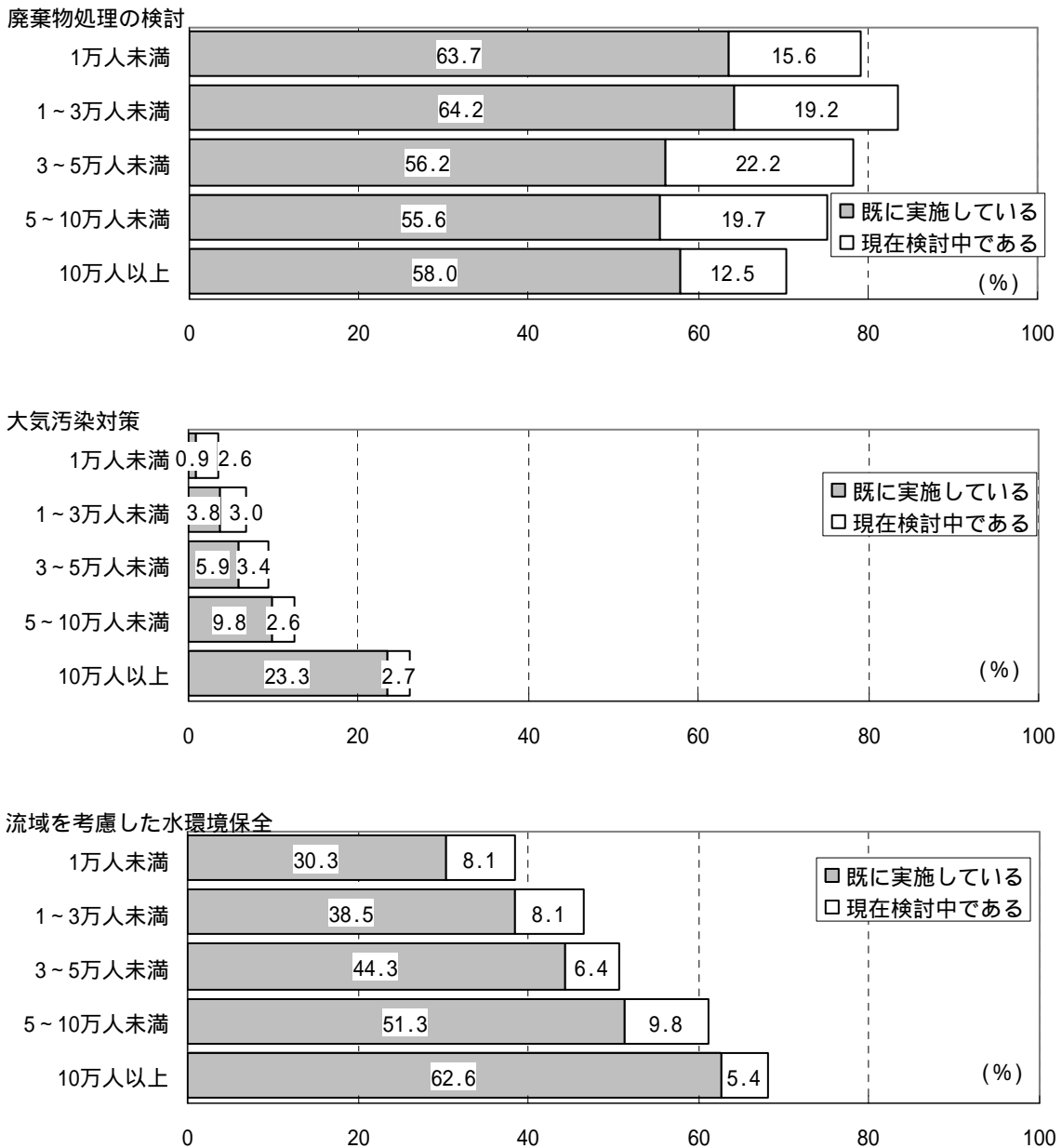
基本属性	都道府県 n = 39		政令指定都市 n = 12		市区町村 n = 1,406	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
(1) 廃棄物処理の検討	43.6	10.3	83.3	0.0	59.8	17.9
(2) 大気汚染対策	61.5	0.0	75.0	0.0	7.4	2.8
(3) 流域を考慮した水環境保全	64.1	10.3	91.7	0.0	43.4	7.8
(4) 環境情報の共有	71.8	5.1	91.7	0.0	34.1	7.5
(5) 都市と農山漁村の交流	51.3	5.1	33.3	16.7	17.0	6.2
(6) 環境基本計画の策定	2.6	5.1	8.3	0.0	2.2	5.8

(注) 網掛けは40%以上を示す。

【市区町村の属性別の特徴】

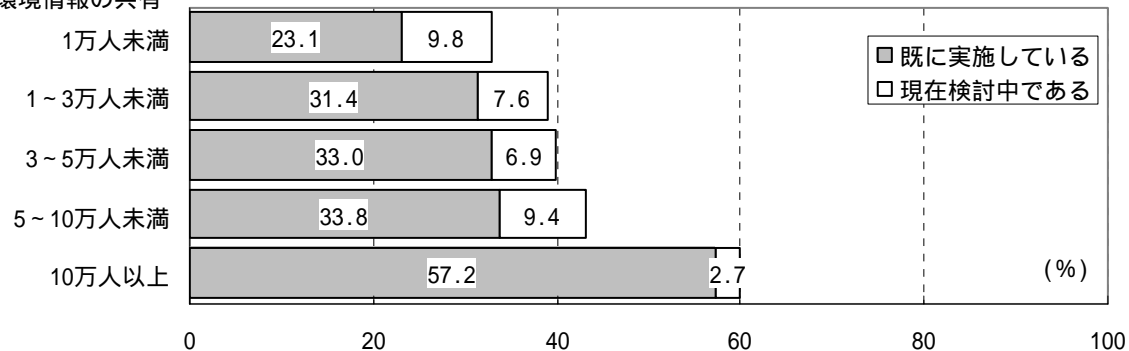
- 全体で広域連携が多いのは『廃棄物処理の検討』であるが、人口別では「1～3万人未満」の比率が高い(実施中が6割)。これに対して、人口規模が大きいほど実施中が増えるものは、『流域を考慮した水環境保全』『環境情報の共有』『大気汚染対策』である(図表 III-26)
- 『都市と農山漁村の交流』については、「1万人未満」と「10万人以上」で多くなっており、それぞれのニーズに基づいた動きと考えられる。

図表 III-26 環境保全施策にかかわる広域連携の状況(人口別)

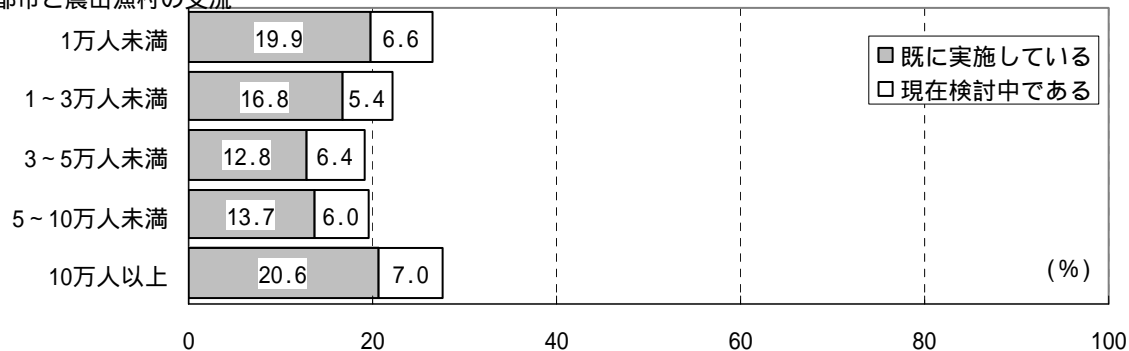




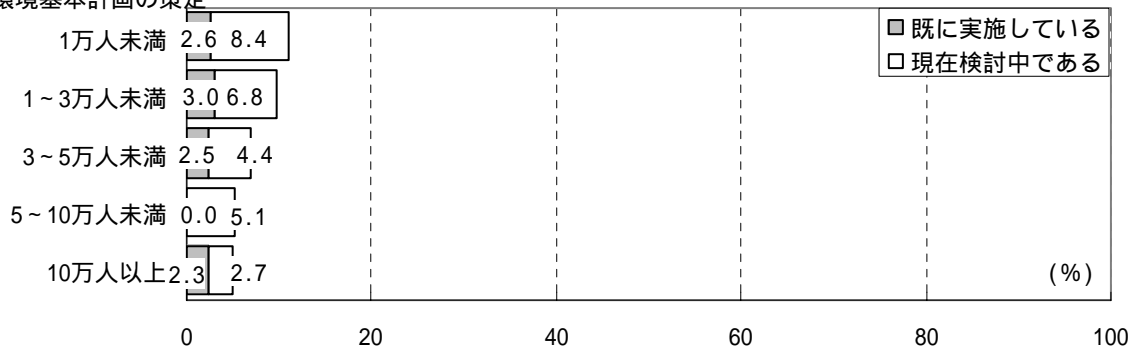
環境情報の共有



都市と農山漁村の交流



環境基本計画の策定



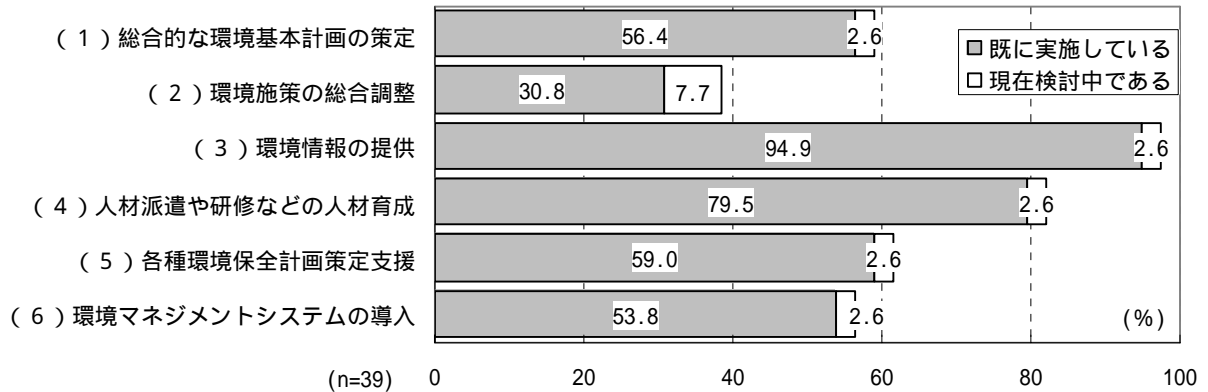
(n=1,457)

## (2) 域内市区町村の取組支援・調整(都道府県のみ)(問4)

### 【全体的な傾向】

- 都道府県が環境施策において域内の市区町村を支援・調整する取組では、『環境情報の提供』（実施中 94.9%）が最も多い。続いて、『人材派遣や研修などの人材育成』（同 79.5%）、『各種環境保全計画策定支援』（同 59.0%）となっており、環境保全のための基盤整備の様子がうかがえる（図表 III-27）。

図表 III-27 環境施策における域内市区町村の取組支援・調整（都道府県のみ）

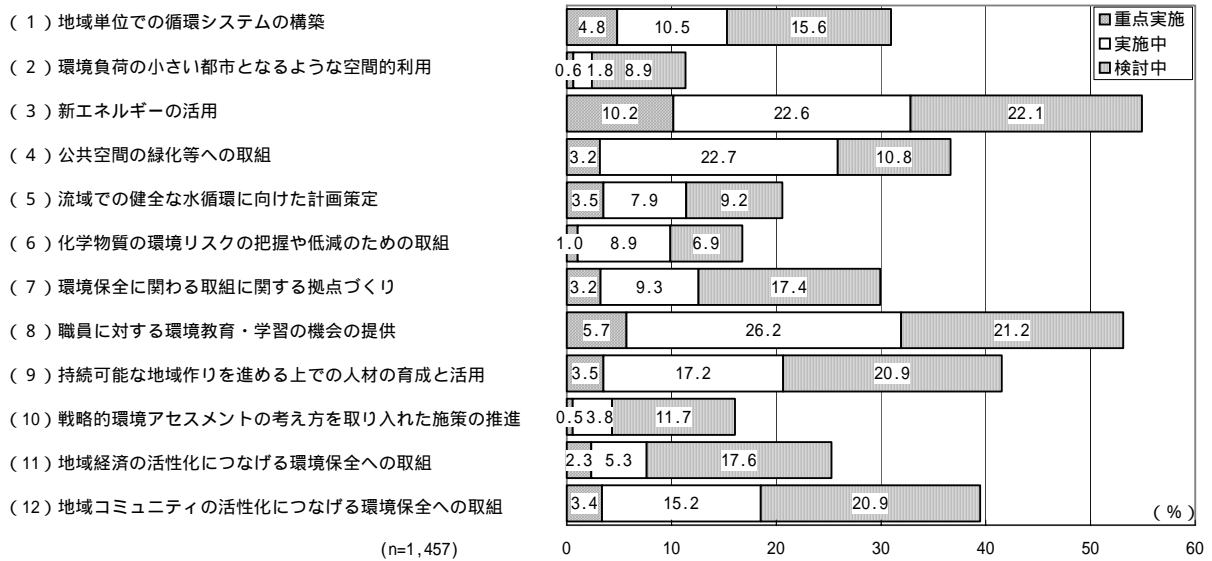


### (3) 環境基本計画の重点分野の取組状況(問5)

#### 【全体的な傾向】

- 重点分野の取組状況で進んでいるのは、『新エネルギーの活用』であり、「重点実施」(10.2%)、「実施中」(22.6%)と「検討中」(22.1%)を合わせると約5割(54.9%)になる。次いで『職員に対する環境教育・学習の機会の提供』で「重点実施」(5.7%)、「実施中」(26.2%)となっている(図表 III-28)。

図表 III-28 環境基本計画の重点分野の取組状況(全体)



【基本属性別の特徴】

- 属性別に見ると、全体的に取組状況が低調となっていた項目が、都道府県、政令指定都市別に見ることで、重点実施、実施中の取組状況が高い割合を示している。
- 都道府県では、『持続可能な地域作りを進める上での人材の育成と活用』（重点実施 20.5%、実施中 74.4%、検討中 2.6%：計 97.5%）『化学物質の環境リスクの把握や低減のための取組』（同 12.8%、71.8%、7.7%：計 92.3%）が最も高い割合で実施されている。
- 政令指定都市では、『職員に対する環境教育・学習の機会の提供』（同 16.7%、75.0%、8.3%：計 100.0%）で最も高い。
- 市区町村では、『職員に対する環境教育・学習の機会の提供』（同 5.5%、24.5%、21.8%：計 51.8%）が最も高い割合だが、全体的に他属性に比べて低い傾向にある。

図表 III-29 環境基本計画の重点分野の取組状況（基本属性別）

(%)

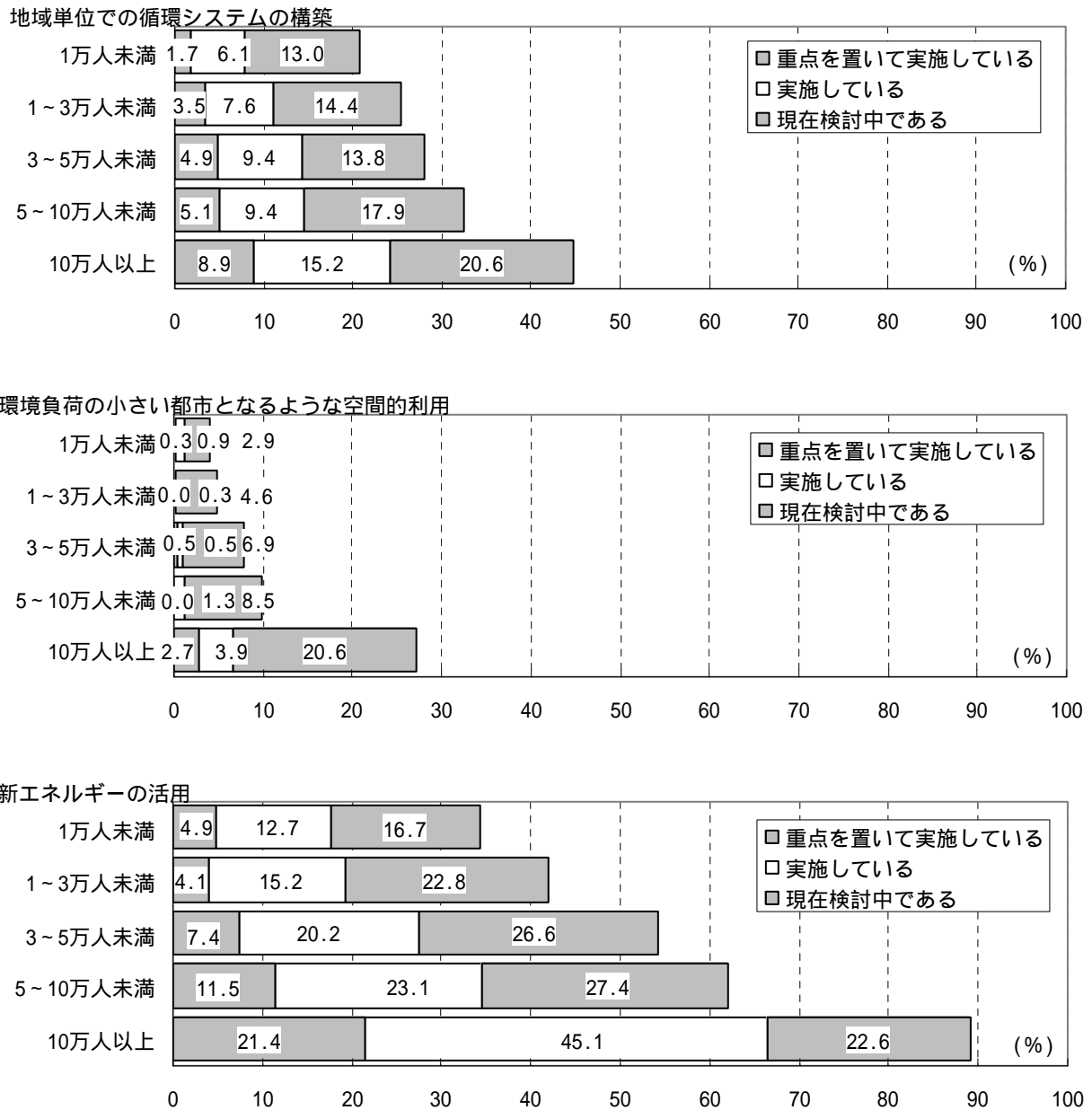
基本属性	都道府県 n=39			政令指定都市 n=12			市区町村 n=1,406		
	重点実施	実施中	検討中	重点実施	実施中	検討中	重点実施	実施中	検討中
(1) 地域単位での循環システムの構築	15.4	56.4	17.9	16.7	33.3	25.0	4.4	9.0	15.5
(2) 環境負荷の小さい都市となるような空間的利用	0.0	20.5	38.5	16.7	16.7	33.3	0.5	1.1	7.9
(3) 新エネルギーの活用	48.7	46.2	5.1	33.3	50.0	16.7	8.9	21.8	22.6
(4) 公共空間の緑化等への取組	12.8	61.5	17.9	25.0	50.0	25.0	2.7	21.4	10.5
(5) 流域での健全な水循環に向けた計画策定	35.9	30.8	5.1	33.3	41.7	0.0	2.3	7.0	9.4
(6) 化学物質の環境リスクの把握や低減のための取組	12.8	71.8	7.7	25.0	50.0	8.3	0.5	6.8	6.8
(7) 環境保全に関わる取組に関する拠点づくり	23.1	35.9	15.4	16.7	41.7	8.3	2.6	8.3	17.5
(8) 職員に対する環境教育・学習の機会の提供	10.3	74.4	2.6	16.7	75.0	8.3	5.5	24.5	21.8
(9) 持続可能な地域作りを進める上での人材の育成と活用	20.5	74.4	2.6	16.7	41.7	16.7	2.9	15.4	21.4
(10) 戦略的環境アセスメントの考え方を取り入れた施策の推進	5.1	12.8	53.8	8.3	16.7	50.0	0.4	3.4	10.2
(11) 地域経済の活性化につなげる環境保全への取組	15.4	43.6	25.6	16.7	16.7	25.0	1.8	4.1	17.4
(12) 地域コミュニティの活性化につなげる環境保全への取組	2.6	48.7	23.1	16.7	50.0	8.3	3.3	13.9	21.0

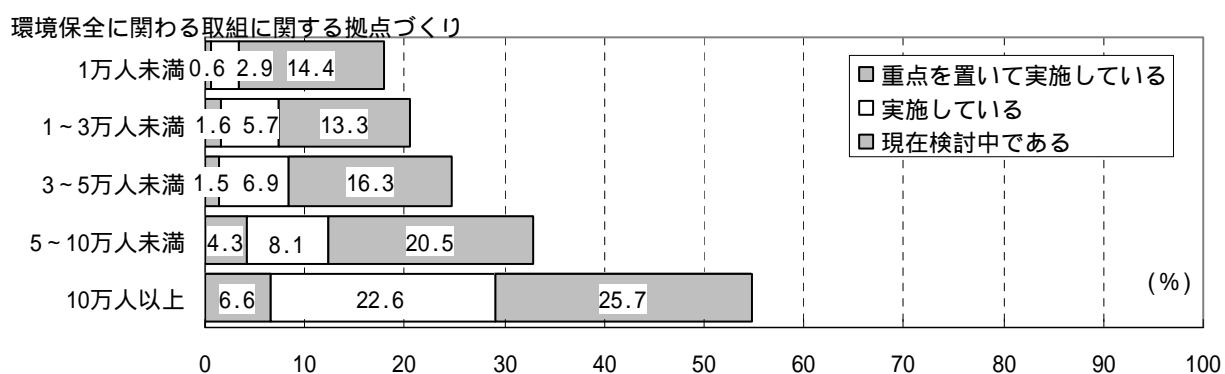
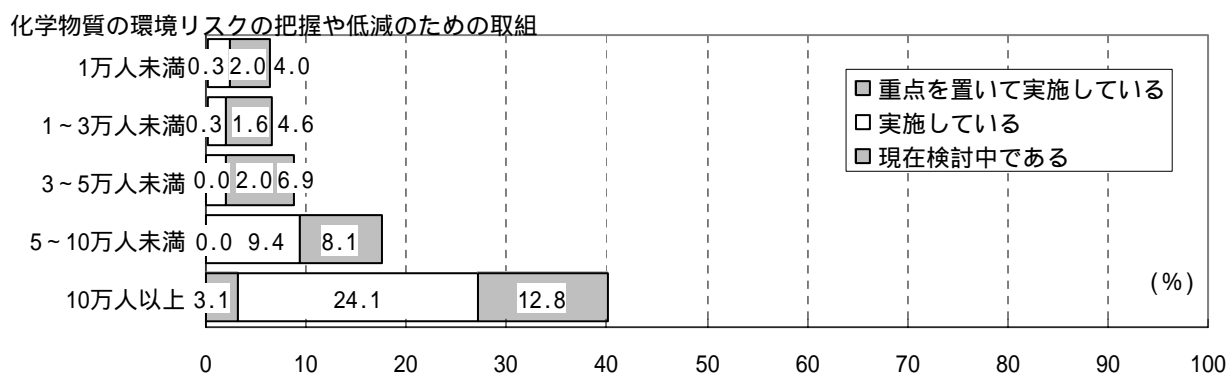
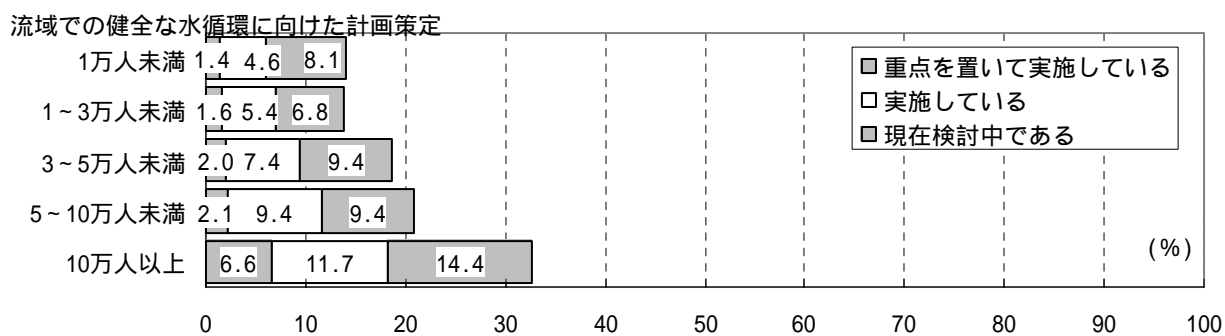
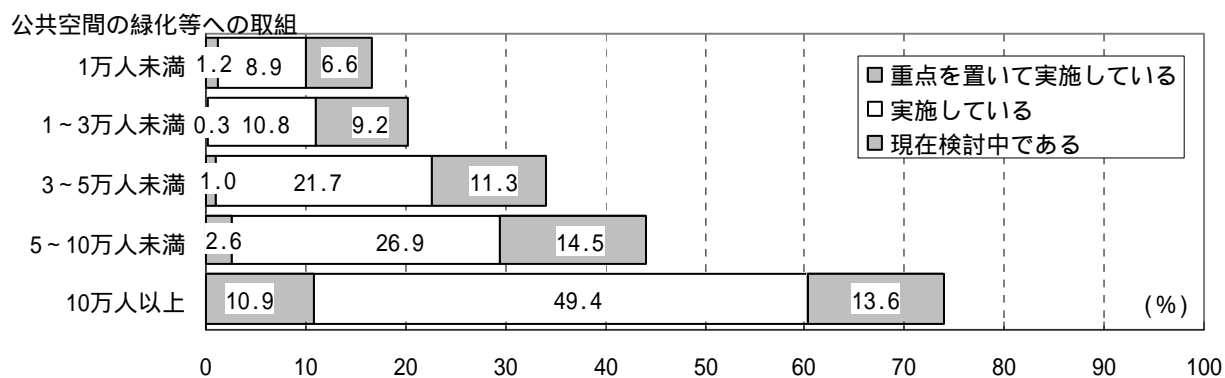
(注) 網掛けは50%以上を示す。

【市区町村の属性別の特徴】

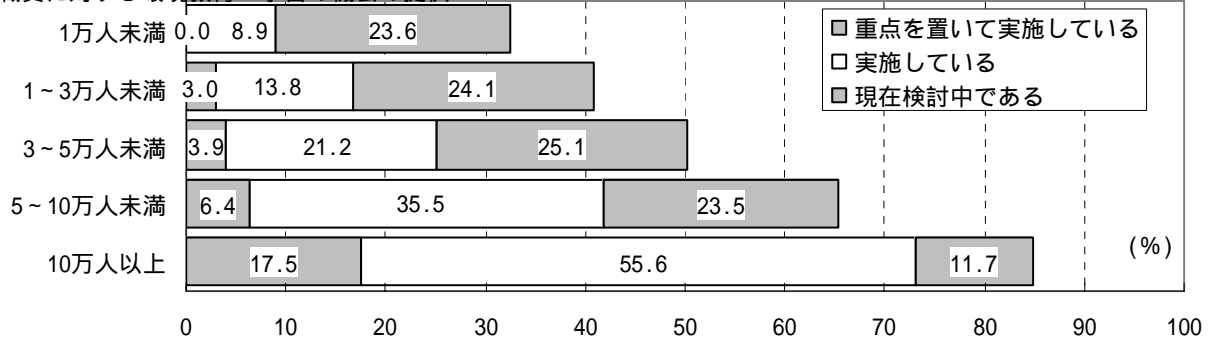
- 人口別に重点分野の取組状況を見てみると、『地域単位での循環システムの構築』は「1万人未満」(重点取組 1.7%)「1～3万人未満」(同 3.5%)「3～5万人未満」(同 4.9%)「5～10万人未満」(同 5.1%)「10万人以上」(同 8.9%)と人口規模が大きくなるにつれて取組実施状況の割合が高くなる。他項目についても同様な傾向を示す(図表 III-30)。

図表 III-30 環境基本計画の重点分野の取組状況(人口別)

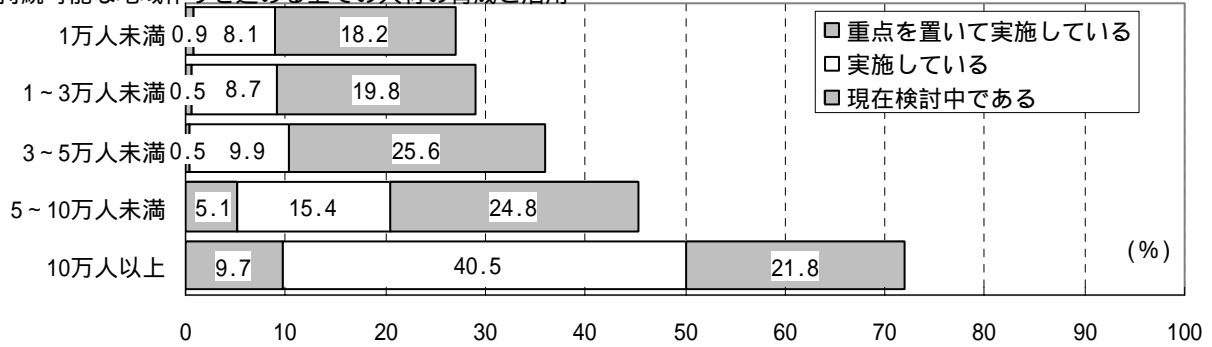




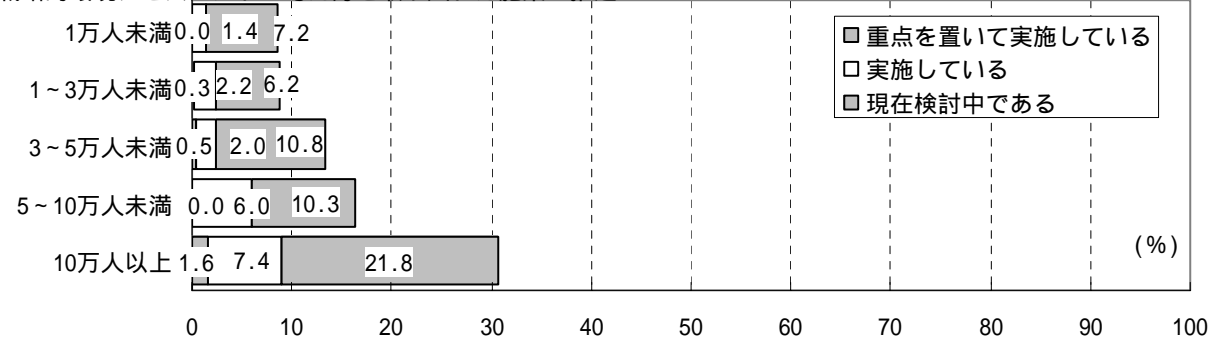
職員に対する環境教育・学習の機会の提供



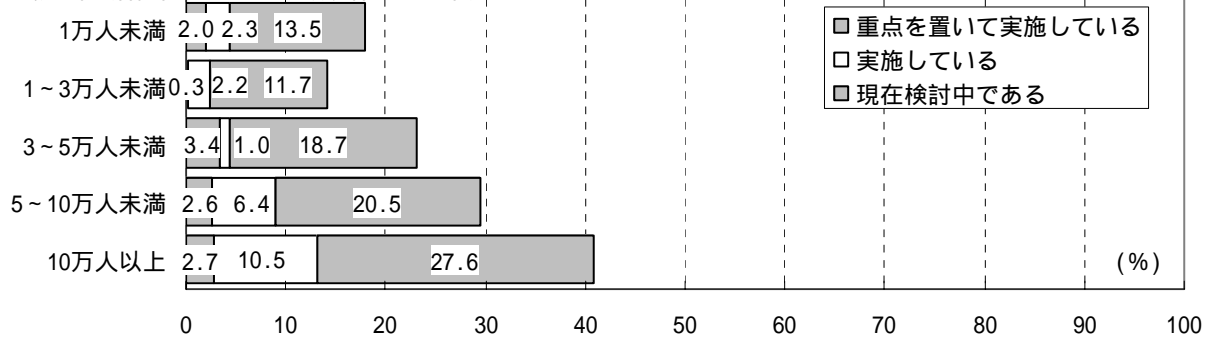
持続可能な地域作りを進める上での人材の育成と活用



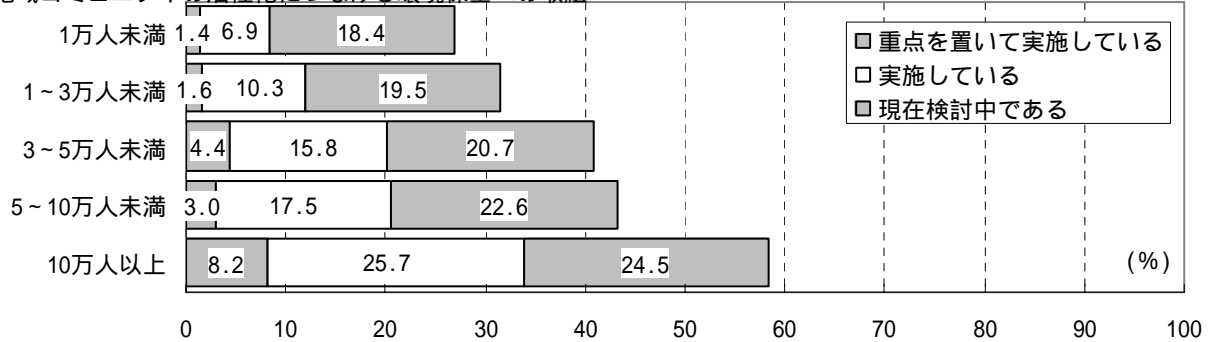
戦略的環境アセスメントの考え方を取り入れた施策の推進



地域経済の活性化につなげる環境保全への取組



地域コミュニティの活性化につなげる環境保全への取組



(n=1,457)